

令和7年10月1日

東久留米市長 富田 竜馬

令和8年度予算編成について

令和6年度決算では財政調整基金の取崩しを行わなかった。その結果、令和6年度末における財政調整基金残高は50億円を超え、特定目的基金を合わせた基金総額は100億円を上回る状況にある。だが、財政調整基金は一般会計補正予算第6号までの取崩予定額から、現時点で年度末残高を約32億円と見込んでおり、令和7年度の当初予算編成で約14億円の取崩しを見込んだことからすれば、目安としている20億円を下回ることが懸念される。加えて、老朽化が進む公共施設への対応には、今後、多くの財源が必要とされ、公共施設等整備基金での対応のみに収まらず、地方債の活用による公債費の増加、財政調整基金への影響などが憂慮されるところである。

経常収支比率は95.3%と前年度より1.3ポイント上昇し、直近10年の中で最も高い値となった。適正水準が70から80%とされるなかで、本市の経常収支比率は概ね90%以上で推移しており、財政が硬直化している。この要因は様々であるが、一つには少子高齢化などに伴う社会保障費の増加に、歳入の増加が追いついていないなど、人口構成、税収構造といった市の態様にかかる難題がある。

国は新たな成長戦略として、物価上昇を上回る安定的な賃上げを志向し、「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、引き続き経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行うこと、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることとしている。しかしながら、過去30年間にわたり概ね横ばいで推移してきた実質賃金は、近年の物価上昇に賃金の上昇が追いつかないことで減少しており、物価の上昇が家計や様々な面で影響を及ぼしている。この状況は、市税増以上の歳出増をもたらし、これまで以上の財政の硬直化を招く可能性もある。

これら本市が置かれている状況を踏まえれば、これまで以上に経常収入の増加や、経常支出の削減に向けた検討など、行財政改革の視点を以って取り組むことが必要である。

少子化・人口減少の流れは加速度を増し、全国における2024年の出生数は、厚生労働省における統計開始以来、初めて70万人を割り込み、過去の予測よりも早

く少子化が進む状況が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、市の人口は緩やかに減少する見込みであるが、人口減少社会にあっては、労働力の確保を始め、その影響を避けることはできない。職員一人一人のスキルの向上、AIなどを活用した効率的な事務執行など、今後の人口減少を見据え、持続可能な業務体制の構築に取り組むことは、もはや喫緊の課題である。

これまで「あんしんして暮らせるまち」の実現に向け、「未来志向の公共施設マネジメント」、「人にやさしいデジタル化」、「こどもたちへの投資」を重点事項として取り組んできた。ここで「未来志向の公共施設マネジメント」は50年後のまちの姿を見据え、険しい道のみではあるが確実な1歩を踏み出した。「人にやさしいデジタル化」は、業務の効率化と市民への情報発信に発展をもたらした。そして、「こどもたちへの投資」はソフトとハードの両面における取り組みにより、将来的な市の賑わい創出の道標となった。これらの取組がいずれ「あんしんして暮らせるまち」の理念に基づく、住民の福祉増進を実現するものと確信している。

至誠通天。これまでの取組みを着実に前に進め、その歩みを止めない限り、やがてそれは実となり結実する。予算編成にあたる各位にはこの信念を胸に、現下の厳しい財政状況ではあるが、時代の変遷等により社会背景や人の価値観などが大きく変化している今こそが、本市の強みである住み心地の良いまちに新たな付加価値を創出する絶好の機会として捉え、一層の創意工夫を図りたい。

これらのことを念頭に、以下に予算編成にあたっての基本方針を示す。

予算編成における基本方針

- 1 令和8年度は、東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画の初年度に当たる。基本構想に掲げるまちの将来像「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」の実現に向けて、各施策を着実に推進すること。
また、東久留米市財政健全経営計画（改定版）「実行プラン」に掲げる、改善項目に鋭意取り組み、それぞれの効果が確実に表れる予算とすること。
- 2 50年先を見据えた「まちづくりの視点」をもち、市の発展に資する「新しい魅力」の創出と「well being」の向上、そして「あんしんして暮らせるまち」に結び付く様々な取組みを、質・量・財源のバランスを考慮しつつ推し進めるため、未来志向の公共施設マネジメント、人にやさしいデジタル化、子どもたちへの投資の3点の重点事項に加え、住み心地の良いまちに新たな付加価値を創出する見地をもって各種事業に取り組むこと。

- 3 事務事業の廃止・休止を含め、前例に捉われず積極的に経費の見直しを行うこと。人口減少社会を見据え、既存の業務執行体制の改善（BPR）に積極的に取り組むこと。AIを活用した業務の効率化を図る事例を調査・研究すると共に、真に人がやるべき業務に人的資源を集中できるよう、職員一人一人が創意工夫を図ること。
- 4 歳入の確保に一層積極的に取り組むこと。国都支出金については、既存の補助金のもとより、新たな補助金の情報収集に努め、あらゆる切り口から活用の可能性を検討すること。

具体的事項

1 歳入の見積りについて

- (1) 市税収入は本市の予算編成上、極めて重要な位置を占めている。その見積りに当たっては、経済情勢を的確に把握分析し、税制改正の動向等を十分勘案した上で、更に精度を向上させた年間収入見込額を見積ること。
- (2) 地方交付税や税連動交付金等については、地方財政計画、東京都の見積りや関連法令の改正動向を十分勘案し適切に見積ること。
- (3) 国、東京都の予算編成及び制度改正等の動向を十分注視し、交付金や補助金等の変動・新設に対する迅速な対応を図るとともに、補助の対象となり得る事業の再確認を行い、獲得に努めること。また、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図るほか、あらゆる特定財源の確保に努めること。
- (4) 普通建設事業における地方債の活用にあたっては、「実行プラン」で示した上限を踏まえ、後年度負担に留意して可能な限り抑制を図ること。
- (5) 市税、負担金、使用料等については、現年分の収納率向上と、滞納繰越分の一元的な徴収により一層取り組み、見積りに反映すること。

2 歳出の見積りについて

- (1) 「実行プラン」に示した事項は、年次スケジュールに従い確実に反映させること。事業実施に伴う必要経費は、特定財源の確保及び実施体制と実施手法のさらなる精査を行い、一般財源を抑制すること。
- (2) 国・東京都の補助の終了、補助割合の減率等があった場合は、原則、事業の廃止・縮小等の見直しを行い、要求時の一般財源の増額を行わないこと。また、新規事業や経費が増加する事業について予算要求する場合は、その一般財源分の負担額を、部内の同一施策の事業の見直し等により捻出するよう努めること。
- (3) 事業の見直しにより将来負担の軽減若しくは財源の増加に結び付くことが確

実に見込まれる場合は、一時的な負担の増加が必要であっても、積極的に取り組むこと。

- (4) 物価高騰等による経費の増加に対しては、特定財源の確保に努めた上で、華美過剰とならないよう経費の削減に努め、一般財源の増加を極力抑制すること。委託業務については内容や仕様を精査し、真に必要な経費を計上すること。
- (5) 扶助費の要求については、社会保障関係費が他の経費を圧迫している現状を十分認識し、制度改正及び高齢化等による増加分に相当する伸びに収めることを基本とする。また、国の社会保障分野における改革の検討状況を注視し、影響額を可能な限り見積ること。
- (6) 補助金については、期限を定めないものは原則として新設しないこと。既存の補助金については、時代状況の変化を踏まえ、共通業務運用指針の見直し基準に沿って検討の上、要求すること。
- (7) 人件費については業務の効率化により削減、抑制に努めると共に、会計年度任用職員の任用については、正規職員で対応しきれない業務量・内容を精査し、真に必要な最低減の人数、勤務時間及び任用期間での要求とすること。
- (8) DX及びペーパーレス化を推進するため、印刷に要する電算消耗品などの関連経費は前年度以下の要求額を原則とすること。

3 普通建設事業の要求について

- (1) 公共施設については、当面の施設保全及び法令その他による工事として選定された事業に基づく要求とし、維持補修から改修、更新までのトータル・コストの抑制を図るべく、整備の内容等を十分に精査した上で要求すること。
- (2) 都市計画施設の建設においては、新設に限らず既存施設の改修においても、都市計画事業認可の取得を検討し、都市計画事業基金の処分も含め、可能な限り都市計画税の充当を図ること。

4 基金の活用等について

- (1) 財政調整基金は、災害発生時や年度中の資金繰りに備え一定額の積立てが必要であることを考慮に入れた上で、処分規定に沿って適切に活用すること。
- (2) 特定目的基金は、事業計画等を基に処分規定に沿って適切に活用すること。

5 特別会計の運営について

各特別会計の予算編成については、一般会計に準じて適切に見積ること。特に医療・介護に係る3特別会計については、国の改革工程表に関連する事業では、その検討状況を注視し、抑制額を可能な限り見積り、繰入金の要求を行うこと。

また、独立採算の原則を踏まえ、国民健康保険特別会計においては、法定外の繰

入力を可能な限り抑制することとし、下水道事業会計においては、基準外の繰入れが生じることのないように留意すること。

そのほか、法定内・基準内の繰入れについても、一般会計の財政状況に鑑み、事務費等の削減に努めること。